

組合員・利用者様

J A山武郡市機械センター

小型車両系建設機械特別教育（3トン未満）講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別の高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご承知のことと思いますが、小型車両系建設機械の運転に係る人に対する安全衛生規則第36条第9号により、事業者が特別教育を実施する様、義務づけられております。つきましては、下記の通り特別教育講習会を開催致しますのでこの機会に是非受講されます様にご案内申し上げます。

敬具

- 1、日 時 平成30年6月19日（火）・20日（水）
午前9時から午後5時
- 2、会 場 J A山武郡市 機械センター 山武市白幡57
- 3、講習内容 1日目 学科（作業装置の構造、走行装置の構造、法令その他）
2日目 実技（機械の操作）
※所定の過程終了者には、終了証書を交付致します。
- 4、受講資格 受講当日までに、満18歳に達している者。
- 5、受講人数 20名（定員になり次第締め切らせて頂きます。）
- 6、受講料 20,000円（テキスト代、昼食代含む）
必ず、筆記用具（鉛筆、消しゴム）をご持参ください。

き り と り

小型車両系建設機械特別教育講習会申込書

住所

氏名

生年月日 年 月 日 歳

TEL（携帯電話）

申込先 J A山武郡市 機械センター 土屋まで
(TEL : 0475-84-2255 FAX : 0475-84-2257)